

第 34 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 14 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾	一史		
委員	1番	前谷	篤	2番	角丸 章
	3番	猿渡	万里子	4番	大原 睦生
	5番	片桐	幸示	7番	渡部 延三
	8番	井上	善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員（1人） 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

報告第 1 号 「砂川市農業委員会の所管に係る砂川市情報公開条例施行規則の制定について。

報告第 2 号 「砂川市農業委員会の所管に係る砂川市個人情報の保護に関する法律等施行細則」の制定について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 1 項に規定による届出書の受理について

報告第 4 号 農業者年金に関する申請について

報告第 5 号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 現況証明願について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東 正人

事務局次長 野田 勉

事務局主幹兼事務係長 篠崎 強

事務局事務係主事 本間 龍太

7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 34 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。

渡邊勝郎委員より、リハビリ中のため欠席するとの連絡を受けております。

次に、本日の議事録署名委員は、5 番の片桐幸示と 7 番の渡部延三委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号『「砂川市農業委員会の所管に係る砂川市情報公開条例施行規則」の制定について』事務局より説明願ひます。

事務局

それでは、報告第 1 号をご説明します。「砂川市農業委員会の所管に係る砂川市情報公開条例施行規則」を制定したことをご報告するものです。規則の内容は別紙 1-1 をご覧ください。本文には「砂川市農業委員会が管理する公文書に係る砂川市情報公開条例の施行については、砂川市情報公開条例施行規則の例による。」と書かれており、簡潔に申し上げますと、砂川市の規則に倣うとの内容です。

では、砂川市の規則ですが、別紙 1-2 のとおりで、さらに「砂川市情報公開条例」を別紙 1-3 に添付しております。詳しくは後程お読みいただくとして、大まかにご説明します。まず、別紙 1-3 の条例は、例えば市民が市役所で作成した特定の公文書を開示してほしい、と請求しますと、砂川市は個人情報を守れないようにしつつ、請求された文書を基本的に開示しなければならないと定めています。一方、規則の方は、公文書の開示を請求する場合はこの様式で請求してください、というように、条例を運用するための細かな手続きを定めております。

そして、このルールは農業委員会も同様に使わせてもらう、というのが規則制定の趣旨でございます。以上です。よろしくお願ひします。

会長

只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号『「砂川市農業委員会の所管に係る砂川市個人情報の保護に関する法律等施行細則」の制定について』事務局より説明願ひます。

事務局

それでは、報告第 2 号をご説明します。「砂川市農業委員会の所管に係る砂川市個人情報の保護に関する法律等施行細則」を制定したことをご報告するものです。

細則の内容は別紙 2-1 をご覧ください。本文には「砂川市農業委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律及び砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、砂川市個人情報の保護に関する法律等施行細則の例による。」と書かれており、報告第 1 号の規則と同じように、やはり、砂川市の細則に倣うとの内容です。

そこで、砂川市の細則は別紙 2-2 に、さらに砂川市の条例は別紙 2-3 に添付しました。こちらも概要をご説明しますと、別紙 2-3 の条例では、個人

情報をしっかりと管理することや、情報の開示を請求する場合の費用なども定めています。一方、細則では、条例を運用するための様式や情報開示の方法などを細かく規定しています。報告第1号と同じような作りになっていると言えます。

そして、やはり報告第1号と同じく、条例では基本的な決め事、規則・細則では条例運用のための手続きなどを定めております。この砂川市の細則は農業委員会も使わせてもらう、というのが細則制定の趣旨でございます。以上です。よろしくお祈いします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第2号の説明がありました、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、報告第3号をご説明いたします。農地の相続を報告するものでございます。

届出者は[]、土地の所在は焼山175番3、地目は公簿・現況とも畑、面積2,474㎡、以下、次の頁まで及んでいますが、記載のとおり計34筆で128,138.08㎡、令和5年2月16日、相続により所有権を取得、3月29日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせん希望は無し、既に専決処分としています。図面は第1号図から第3号図に示しています。

この案件は、[]が2月16日に亡くなられたことに伴い、息子さんである[]へ相続されたものです。

以上、報告第3号の説明といたします。よろしくお祈いします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第3号の説明がありました、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第4号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第4号をご説明いたします。農業者年金に関する申請などが5件ございました。

まず1番と2番は、農業者年金政策支援加入申込で、[]と、配偶者である[]が、3月17日に申込みされました。これは農業者年金本体に加入し、併せて政策支援を受けるものです。

次に3番は、農業者年金通常加入申込で、昨年5月から60歳以降も農業者年金に加入できるように制度が改正されて、[]が60歳を迎え、3月24日に申込みされました。

次に4番も、農業者年金通常加入申込ですが、こちらは[]が、厚生年金から国民年金に戻ったことに伴い、4月3日に申込みされております。

最後に5番は、農業者年金住所変更・訂正届でございまして、[]に住んでいた[]が、[]に転居して、4月11日に届出されたものです。

会長
全員
会長
全員
会長

以上5件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。
只今、報告第4号の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、報告第5号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第5号をご説明します。

今回は「XXXXXXXXXX」の報告です。別紙3の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。順に見ていきますと、経営面積は畑が1.98ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、農産物の耕作のみで、次の売上高も全て農業によるものですから、過半要件を満たしております。ここで、今回と前回の売上げが0円となっていることについてですが、地力作物として「ひまわり」を作付けしたため、とのことでございます。次の構成員数は3人とも農業常時従事者、裏面の業務執行役員数も3人とも常時従事していますので、いずれも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第5号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、ご説明いたします。

この案件は、砂利採取を目的とした農地の一時転用でございます。土地所有者・貸主はXXXXXXXXXXの他、住所は記載のとおりで、XXXXXXXXXXの5人、転用計画者・借主は、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX、土地の表示は、空知太80番1の内、地目は公簿・現況とも畑、面積5,248㎡、以下、記載のとおり合計8筆の26,718㎡、転用目的は、耕地改良に伴う砂利採取、農地の区分は、農振・農用地の区域内で都市計画区域外、図面は第4号図、法律関係は使用貸借です。

さらに詳細をご説明しますと、XXXXXXXXXXはこの地域で当初は3年間、砂利採取を行う予定でしたが、4年間に延ばして行うとのことで、今年はその2年目にあたります。また、図面の第4号図を見ますと、南側に細長い区域がありますが、これは砂利を採る区域ではなく、砂利を運搬するダンプカーの通り道として転用する計画でございます。なお、資金計画は事業費約53,155千円に対して、全額、自己資金を充てることにしています。

最後に、本案件に関する農地法第5条の審査ですが、別紙4の1頁から4頁に示しているとおりで、特に4頁の最後の総合意見の欄をご覧くださいますと、申請地は農地転用が原則不許可とされる農用地区域内の農地ではありますが、砂利採取を目的とする一時転用を行う場合の例外許可要件を満たしていますので、許可することができると考えます。また、この他、一般基準や添付書類においても、特に問題がありませんので、総合意見として、許可はやむを得

ないものと認められます。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ですが、審議する前に、法律名に「旧」が付いていることについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

では、ご説明します。昨年、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立して、今年4月から既に施行されていますので、基本的には改正後の法律が適用されます。

しかし、農用地利用集積計画に関しては、新たな法律が適用されるのは、砂川市が「地域計画」という計画を策定した時点から、とされていまして、この地域計画は令和7年3月までに策定されますが、それまでの間はこれまでどおり改正前の「旧」法に基づく農用地利用集積計画によって農地の売買・賃貸借を行うことになっています。

従いまして、砂川市農業委員会としても、砂川市が地域計画を策定するまでは、改正前の法律が適用されますので、議案にも「旧」と付けることにいたします。

なお、北海道農業会議からも、このように対応するよう指導・通知されておりますことを補足します。以上です。

会長
全員
会長

只今の説明で、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、議案第2号の審議に入りますが、この案件は[]の親族が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[]には審議終了までご退席をお願いします。

< [] 退席 >

それでは、事務局より説明願ひます。

事務局

では、ご説明します。この案件は農地を売買するものです。

計画番号は令和5年度所第1号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の菊地匡さん、出し手・譲渡人は[]、受け手・譲受人は[]、農地の所在は、北光429番1、地目は公簿・現況とも田、面積7,538㎡、以下、記載のとおり計14筆、48,661㎡、対価は3,700,000円、これは、田は水張面積に単価100,000円、畑は登記面積に単価65,000円を乗じたもの、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、所有権移転の時期は本日、引渡し時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第5号図、要件確認は別紙5のとおり全ての要件を満たしております。

この売買に至った経過ですが、一昨年、令和3年までは[]が対象農地を借りていましたが、合意解約することになって、その後、地域で新たな受け手を探したところ、[]に売買されることになりました。ですが、売買するには分筆登記が必要な状況でして、昨年1年間は[]から[]へ使用貸借を行って、測量のうえこの3月に分筆登記が完了したため、売買されることになりました。

会長
全員
会長
全員
会長

以上、議案第2号の説明とします。よろしくお願ひいたします。
只今、議案第2号の説明がありました。ご意見・ご質問等ございませんか。
なし。
質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。
ここで、[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

事務局

続きまして、議案第3号「現況証明願について」事務局より説明願ひます。
では、ご説明いたします。1件のみでございます。

願出者および土地所有者は、[]
[]、土地の表示は北光 440 番 11、地目は公簿で畑となっており、面積は 576 m²、以下、記載のとおり合計 3 筆、1,456 m²、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は 4 月 12 日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第 6 号図に示しています。

この土地は、議案第2号で分筆登記を行ったとご説明した土地で、状況としては、[]の自宅と倉庫が2棟、それに通路があり、長年、宅地として使われてきた土地です。しかし、登記地目が畑となっていたことから、分筆して、今後地目変更を行うために現況証明願が提出されたものです。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。
特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め証明することといたします。

全員
会長

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
なし。
それでは、特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。
事務局より説明願ひます。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和5年度中空知農業委員会連合会第1回役員会・通常総会（事務局）
 - ・日 時 4月6日（木）
 - ・場 所 岩見沢平安閣（岩見沢市）
 - ・出席者 関尾会長・野田事務局次長
3. 地域おこし協力隊の活動状況（事務局次長）
 - (1) []
令和2年8月より活動を始め、本年7月で退任します。今年度の早い時期に醸造用ブドウで新規就農し、将来的にはワイナリーの経営もめざしています。
 - (2) []
令和4年4月より活動を始めました。今年度も市内農業者のもとで農作業支援を行い、ミニトマトなどの生産農家をめざします。
 - (3) []
令和5年4月より新たに着任しました。市内農業者のもとで農作業支援を行い、きゅうりの生産農家をめざします。

4. 令和5年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員養成活動
(事務局)

- ・日 時 5月29日(月)・30日(火)
- ・場 所 文京シビックホールほか(東京都)
- ・出席者 関尾会長

5. 検討委員会の開催(事務局)

- ・5月中旬 検討委員会の開催
- ・検討委員 関尾会長、前谷職務代理、議席番号10~12番の委員
- ・検討事項 ① 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
② 令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の達成状況の点検・評価

6. 新市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書提出(事務局)

- ・日 時 5月前半
- ・場 所 砂川市役所 市長室
- ・出席者 関尾会長、前谷代理、事務局同席
- ・内 容 新市長に対して、昨年11月に提出した「農地利用最適化推進施策に関する意見書提出」を再提出する。

7. 「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出
(事務局)

過日提出を依頼した「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を記入し、事務局に提出してください。5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。

8. 活動記録簿の提出(事務局)

- ・農業委員として行った活動を記入し、4月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

9. タブレット操作の勉強会(事務局)

- ・本日より各委員に1台ずつタブレットを貸与します。
- ・定例総会終了後、タブレットの基本的な操作を習得する勉強会を開催します。

10. 協議会報告(協議会長)

会長
全員
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は5月25日、木曜日の午後1時半からです。よろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員